

監査公表

監査委員の結核について
 小田原市の結核について、昭和三十一年四月九日の合併準備委員の議決に基づき、小田原市が合併した他の五市（御油町、須賀川町、小田原町、下市町、吉野町）の合併準備委員の監査報告を執行した結果、合併準備委員の監査報告の要約を公表する。

昭和三十一年十月十四日
 監査委員 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸

まえがき

昭和三十一年十月十四日
 監査委員 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸

昭和三十一年十月十四日
 監査委員 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸

昭和三十一年十月十四日
 監査委員 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸

昭和三十一年十月十四日
 監査委員 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸

昭和三十一年十月十四日
 監査委員 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸 井上三幸

各支所職員配置表
 支所名 職別 職員 補正員 吏員 計 職員合計
 大川 支所 四 二 一 一 六
 足井 支所 一 一 一 一 四
 板井 支所 三 一 一 一 六
 御油 支所 一 〇 一 一 三
 下市 支所 一 〇 一 一 三
 川井 支所 四 二 一 一 八
 津波 支所 六 一 一 一 九
 上府 支所 六 一 一 一 九
 曾我 支所 六 一 一 一 九

三、 共通事項
 1. 各支所主任の職責
 2. 各支所主任の職責
 3. 各支所主任の職責
 4. 各支所主任の職責
 5. 各支所主任の職責

各支所職員配置表
 支所名 職別 職員 補正員 吏員 計 職員合計

大川 支所	四	二	一	一	六
足井 支所	一	一	一	一	四
板井 支所	三	一	一	一	六
御油 支所	一	〇	一	一	三
下市 支所	一	〇	一	一	三
川井 支所	四	二	一	一	八
津波 支所	六	一	一	一	九
上府 支所	六	一	一	一	九
曾我 支所	六	一	一	一	九

住民登録制度

住民登録制度は、住民の住所を明らかにし、戸籍を基礎として、法律上の権利義務を行使するに必要となる。住民登録は、住民の住所を明らかにし、戸籍を基礎として、法律上の権利義務を行使するに必要となる。住民登録は、住民の住所を明らかにし、戸籍を基礎として、法律上の権利義務を行使するに必要となる。

住民登録の概要
 1. 住民登録の対象者
 2. 住民登録の場所
 3. 住民登録の手続き
 4. 住民登録の効果

住民登録について

住民登録は、住民の住所を明らかにし、戸籍を基礎として、法律上の権利義務を行使するに必要となる。住民登録は、住民の住所を明らかにし、戸籍を基礎として、法律上の権利義務を行使するに必要となる。住民登録は、住民の住所を明らかにし、戸籍を基礎として、法律上の権利義務を行使するに必要となる。

引越の義務
 十四日以内
 1. 住民登録の住所を引越した者は、引越の日から十四日以内、新住所の住民登録をしなければならない。

身分関係を証明する
 証明以外は住民登録に使用できません。

各市町村で行う職

住民登録の概要
 1. 住民登録の対象者
 2. 住民登録の場所
 3. 住民登録の手続き
 4. 住民登録の効果

引越の義務
 十四日以内
 1. 住民登録の住所を引越した者は、引越の日から十四日以内、新住所の住民登録をしなければならない。

身分関係を証明する
 証明以外は住民登録に使用できません。

各市町村で行う職

住民登録の概要
 1. 住民登録の対象者
 2. 住民登録の場所
 3. 住民登録の手続き
 4. 住民登録の効果

引越の義務
 十四日以内
 1. 住民登録の住所を引越した者は、引越の日から十四日以内、新住所の住民登録をしなければならない。

身分関係を証明する
 証明以外は住民登録に使用できません。

各市町村で行う職

